

第1編 総論

第1章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

村は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明らかにするとともに、村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 村の責務及び村の国民保護計画の位置づけ

(1) 村の責務

村（村長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）又は緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び青森県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、六ヶ所村国民保護計画（以下「村国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、村の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

なお、上記における用語の意義は次のとおりである。

武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態である。

武力攻撃予測事態：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態である。

緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要なものである。

(2) 村国民保護計画の位置づけ

村は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、村国民保護計画を作成する。

(3) 村国民保護計画に定める事項

村国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項

村が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事項

国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置に関し村長が必要と認める事項

2 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第4編 復旧等

資料編

3 村国民保護計画の見直し、変更手続**(1) 村国民保護計画の見直し**

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更にあたっては、村国民保護計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年9月15日政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要である）。

第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置又は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態においては、国民に対し、武力攻撃等又は緊急処理事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時にかつ新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との間における相互の連携協力を確保するため、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置又は緊急対処保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮するものとする。

9 本村の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮

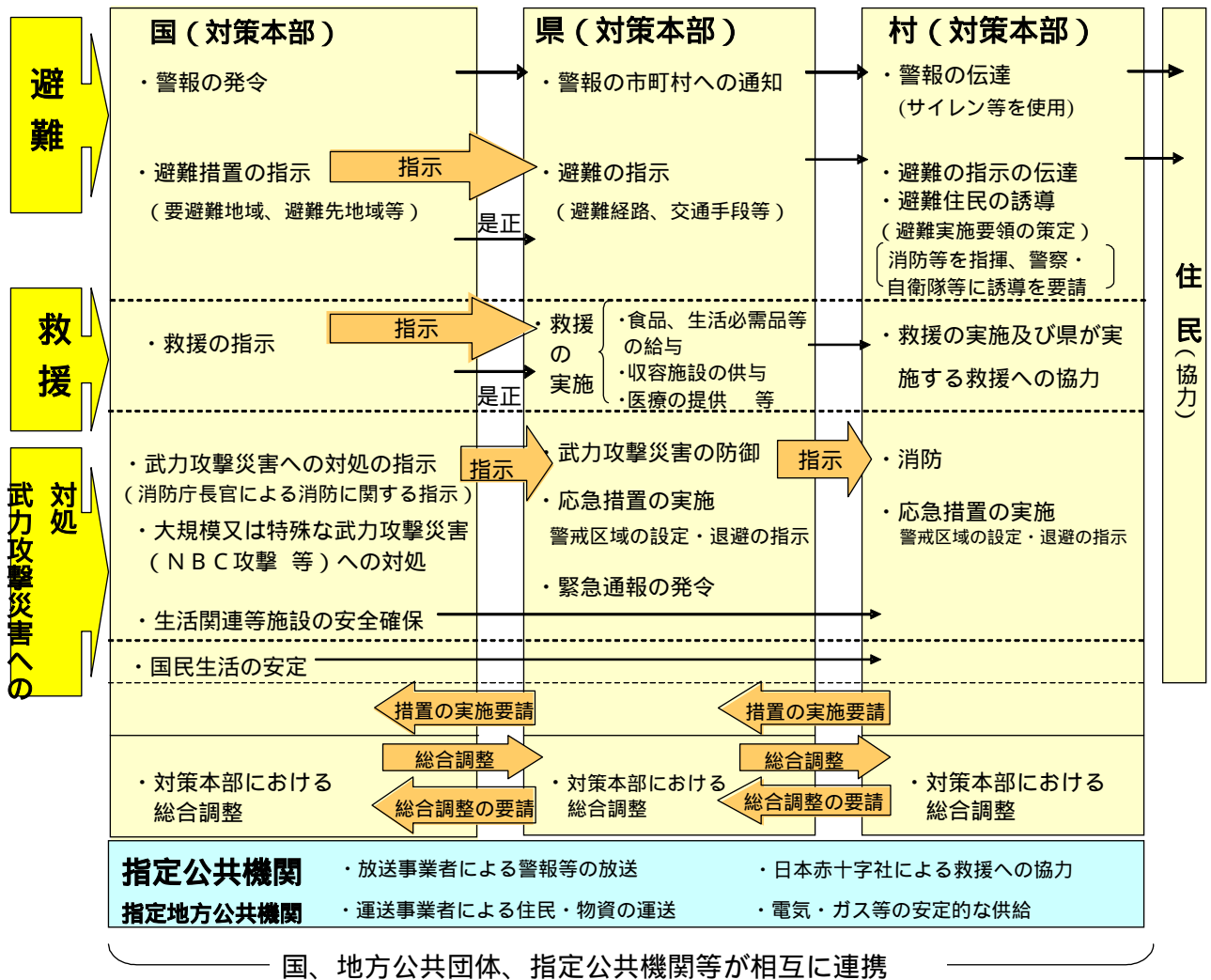
村は、次に掲げる本村の地理的及び社会的特性を踏まえつつ、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から必要な体制の整備に努める。

- (1) 積雪寒冷地であること
- (2) 原子燃料サイクル施設等が立地していること
- (3) 本村の隣接村に原子力発電所が立地していること

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり関係機関と円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



NBC攻撃とは、核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) または化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。

1 村の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
村	<ol style="list-style-type: none"> 1 村国民保護計画の作成 2 村国民保護協議会の設置、運営 3 村国民保護対策本部及び村緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

2 消防機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
北部上北広域事務組合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 村国民保護計画の作成への協力 2 村国民保護協議会への参加 3 村国民保護対策本部及び村緊急対処事態対策本部への参加 4 村等の実施する訓練への協力及び参加 5 村の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施 6 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 7 被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施

3 関係機関の連絡先、連絡方法等

村、県、指定行政機関及び指定地方行政機関、関係市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、自治会並びに自主防災組織その他の関係機関の連絡先、連絡方法等については、資料編に記載する。

第4章 村の地理的、社会的特徴

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり考慮しておくべき村の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置

村は、青森県下北半島の付け根に位置し、南北3.3 km、東西1.4 kmと細長い村である。

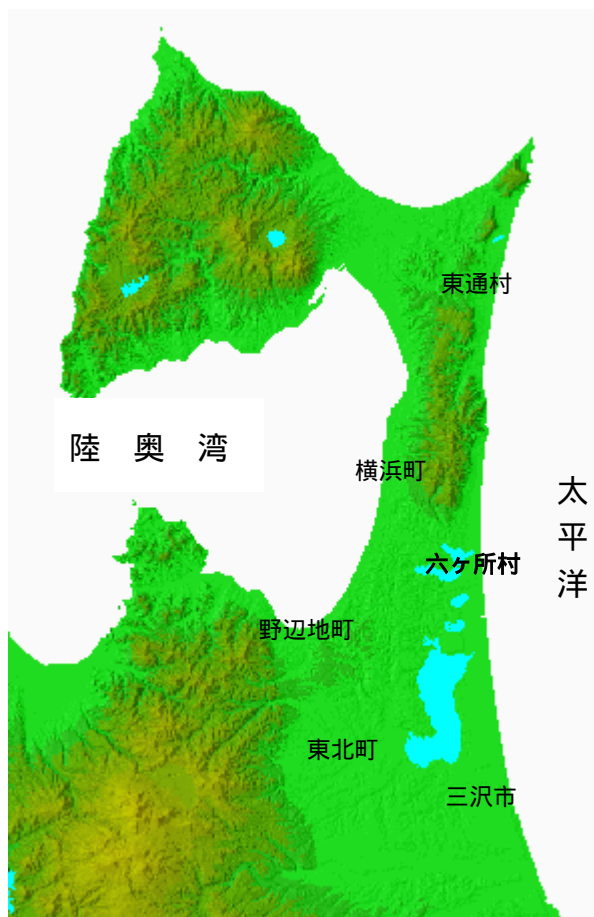
東経は東端141°23′ 西端141°14′、北緯は南端が40°58′ 北端が41°08′ で東は太平洋に臨み、西は山地及び丘陵地を隔て横浜町、南は三沢市、野辺地町と隣接し、また、小川原湖を隔て東北町と相対し、北は東通村と接している。



2 地形

村は、東を太平洋に臨み、北西部を棚沢山脈（吹越烏帽子 557.8m）が南北に走り、横浜町、東通村と境をなし、西部は比較的平坦な原野・耕地森林帯を経て、横浜町、野辺地町の一部に接し、むつ湾と烏帽子岳を望める。

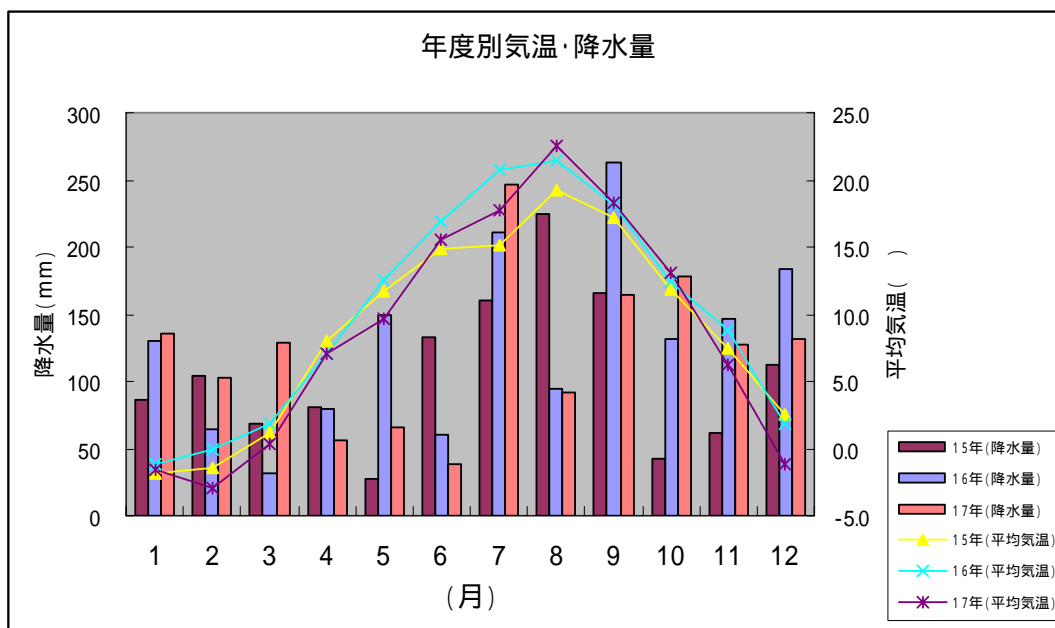
南部は、小川原湖を境とし、三沢市、東北町と相対し、総面積は253.01 km²の広さを有している。



3 気候

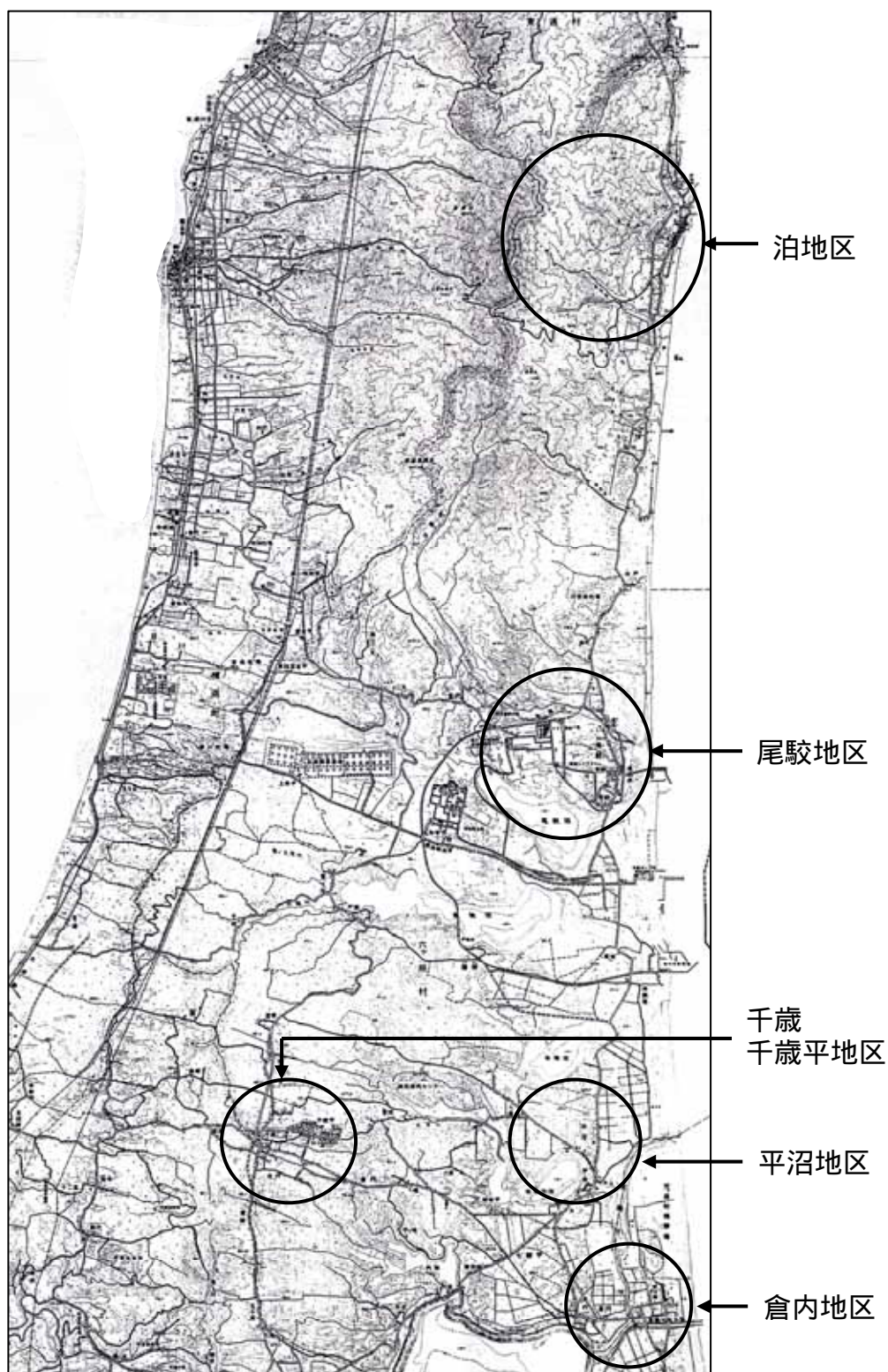
村の気候は、春から夏にかけて偏東風（通称やませ）による濃霧の発生が多く、県内の日本海沿岸地方に比較して晴天日が少なく、台風時期には洪水の発生もあり、農作物に多大な被害を被ることがある。

また、冬期は、季節風を強く受け、寒気が厳しく積雪地帯となっている。



4 人口分布

村の人口は約12,000人であり、村内の北部に位置する泊地区(約3,800人)、中央部に位置する尾駮地区(約3,000人)、南部に位置する平沼地区(約850人)、倉内地区(約900人)、千歳・千歳平地区(約1,200人)に約8割が集中している。



5 道路の位置等

村の道路は、北海道函館市及びおいらせ町を結ぶ国道338号が海岸線を南北に延び、村南部（平沼地区）と七戸町を結ぶ国道394号と、村北部（泊地区）と横浜町を結ぶ県道泊陸奥横浜停車場線、村中央部（尾駮地区）の県道尾駮有戸停車場線、村南部（平沼地区）と野辺地町を結ぶ県道野辺地六ヶ所線が東西に延びている。

なお、県道泊陸奥横浜停車場線の山間部区間は、未舗装で狭隘かつ急勾配が続いているため、普通車のすれ違いが困難であり、冬期は全面閉鎖になっている。

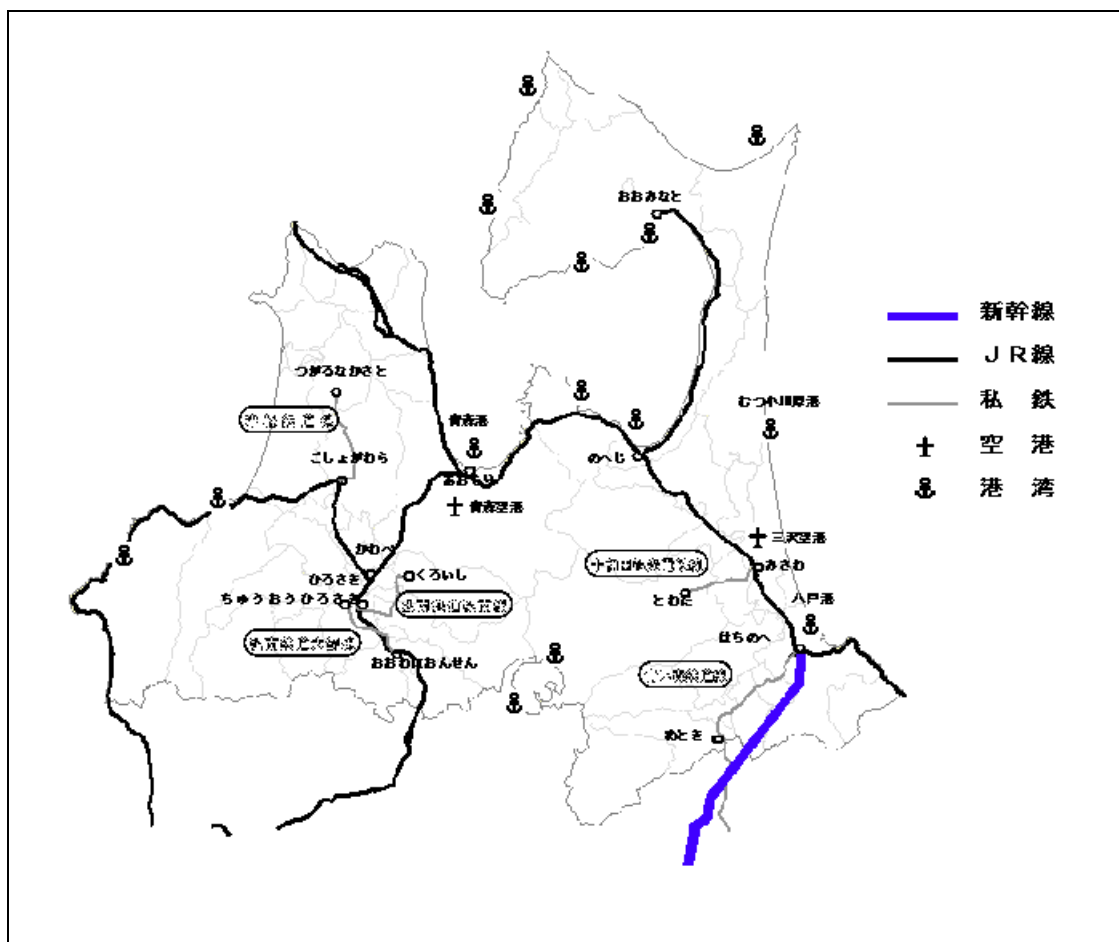


6 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、東北新幹線が東京駅から八戸駅まで営業しており、村の最寄り駅である三沢駅及び野辺地駅までは、八戸駅から30分前後で結ばれている。

空港は、最寄りに三沢空港があり、札幌、東京、大阪の各都市と結ばれている。

また、港湾は、県が管理するむつ小川原港が村中央部に位置し、岸壁は、水深4～7.5m、延長65～630m、最大で5,000トンクラスの船舶が寄港可能となっている。



7 石油コンビナート特別防災区域の指定状況

石油コンビナート等災害防止法に基づき、当村のむつ小川原地区が石油コンビナート特別防災区域に指定されている。

8 原子燃料サイクル施設等及び原子力発電所の立地状況

当村に日本原燃(株)のウラン濃縮施設、再処理施設、低レベル放射性廃棄物埋設施設及び高レベル放射性廃棄物管理施設の原子燃料サイクル施設等が立地しているほか、隣接する東通村に東北電力(株)の東通原子力発電所が立地している。

なお、当村及び東通村に立地している原子力施設は次のとおりである。

施設区分		施設名
原子燃料 サイクル 施設	ウラン濃縮施設	日本原燃(株) ウラン濃縮工場
	再処理施設	日本原燃(株) 再処理工場
	低レベル放射性廃棄物埋設施設	日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物埋設センター
	高レベル放射性廃棄物管理施設	日本原燃(株) 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
使用施設	(財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所	
原子力発電所	東北電力(株) 東通原子力発電所	

第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

村国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

これらの4類型の特徴及び留意点は、基本指針において次のとおり示されている。

着上陸侵攻

特 徴	<p>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近隣している場合には、特に、目標となりやすいと考えられる。</p> <p>なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によって、二次被害の発生が想定される。</p>
留意点	<p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>

ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	<p>警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p>
-----	--

	<p>少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p>
留意点	<p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、村（消防機関を含む。）と青森県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>

弾道ミサイル攻撃

特徴	<p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>
留意点	<p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>

航空攻撃

特徴	<p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>
留意点	<p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

2 緊急処理事態

村国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・原子力事業所等の破壊
- ・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・危険物積載船への攻撃
- ・ダム等の破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・弾道ミサイル等の飛来